

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営単独緊急農道整備事業東讃南部1・2号地区）計画を平成25年2月18日変更した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課及び三木町産業振興課において平成25年2月26日から同年3月18日まで縦覧に供する。

平成25年2月22日

香川県知事 浜 田 恵 造